

# air 集落経営研究所（air 結婚応援部）

## area industry rescue 会則

（名称）

第1条 本会は、air 集落経営研究所（air 結婚応援部）area industry rescue（以下「会」という。）と称する。

（事務所、拠点）

第2条 本会は、事務所、拠点を山口県山口市大内千坊3-3-8、山口県防府市警固町1、山口県萩市大字高佐下1-1、山口県山口市阿東嘉年火打原、山口県山口市吉敷に置く。

（目的）

第3条 本会は、集落で循環型・持続可能な生活を守り、生産消費形態を研究し、誰一人として取り残さない経営をすることを目的とする。下部組織とし、air 結婚応援部を置く。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 無農薬野菜栽培、地域に適した穀物栽培による6次産業化を行う。
- （2） 自然エネルギー、小水力発電によるエネルギー開発を行う。
- （3） 地域で子育てしやすい環境づくりを行う。
- （4） 多世代交流スペースで価値ある居場所づくりを行う。
- （5） イベントを通し婚活支援を行う。
- （6） 集落定住者支援を行う。
- （7） 最期まで集落で生き抜くための支援（看取りまで）を行う。
- （8） その他この事業の目的を達成するために必要な事業を行う。

（役員）

第5条 この会の運営のために役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

監事は、理事を兼ねる事ができない。

(役員を選出) -

第6条 役員はこの会の理事の互選により決める。

(会議)

第7条 (1) この会議は理事会とし、構成員の過半数の出席をもって成立する。  
(2)理事会は必要に応じて会長が招集する

(会員)

第8条 この会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得たものを会員とする。

(会計)

第9条 (1) この会の経費はイベントの参加費及びその他収入をもってあてる。  
(2) 会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

(その他)

第10条 この会則の施行にあたり必要な事項は理事会にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成30年4月1日より施行する。